

氏名	鈴木 弘子		
学位の種類	博士（文学）		
学位記番号	博 甲 第 7605 号		
学位授与年月日	平成 28 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	<b>American Literature in the Era of Scopes Trial:          Modernism and Christian Fundamentalism</b> (スコープス裁判時代のアメリカ文学—モダニズムとキリスト教 ファンダメンタリズム)		
主査	筑波大学教授	博士（文学）	宮本 陽一郎
副査	筑波大学教授	文学博士	鷺津 浩子
副査	筑波大学教授	Ph.D. (アメリカ文学)	竹谷 悦子
副査	茨城キリスト教大学教授		ハリス・G・アイヴス

#### 論文の要旨

1925 年は、アメリカ文学史の年表において注目すべき年である。いわゆる「失われた世代」の作家たちの主要作品となるアーネスト・ヘミングウェイ『われらの時代に (In Our Time)』と F・スコット・フィッツジェラルド『グレート・ギャツビー (The Great Gatsby)』が発表されるのみならず、自然主義作家シオドア・ドライサーの『アメリカの悲劇 (An American Tragedy)』が発表されている。しかし先行研究のなかでは、こうした諸作品と、同じ年に発表されたアフリカ系アメリカ人作家たちの「ハーレム・ルネッサンス」の精華『新しい黒人 (The New Negro)』とのあいだの共時性を、説得力のあるかたちで論じた論考はほとんど存在しない。

本論文は、進化論をめぐる 1925 年のスコープス裁判、人種アイデンティティーをめぐる同年のラインランダー裁判、同年に発表されたマーカス・ガーヴィの「アフリカン・ファンダメンタリズム (African Fundamentalism)」を視野に入れることにより、「失われた世代」の文学と「ハーレム・ルネッサンス」の文学とが共有していたものを明らかにし、“integrity”—思想信条を貫く反伝統的スタイル—が、1925 年およびその前後の期間に、文学作品と社会的事象の両方を通じて醸成されていったプロセスを明らかにする。

本論文は、序章、結章、および 3 章により構成される。

序章は、1925 年のスコープス裁判の核心が、聖書のファンダメンタリズム的解釈と、進化論を許容するリベラルな解釈とのあいだの対決であったことを明らかにする。スコープス裁判と同年にマーカス・ガーヴィが発表したエッセー「アフリカン・ファンダメンタリズム」を併置するとき、1920 年代アメリカにおける「ファンダメンタリズム」は、人種政治においてまったく異なる立場をとる陣営がともに利用しうる概念装置であったことが明らかになる。

第1章「スコープス裁判と1920年代のアメリカの時代思潮への影響 (The Scopes Trial and Its Influence on the American Zeitgeist of the 1920s)」は、スコープス裁判の公判記録からその争点を洗い出すとともに、それが1920年代のアメリカ思潮のなかでもった意味を明らかにする。スコープス裁判は、ジョン・スコープスにとっての学問教育の自由という“integrity”と、ファンダメンタリストたちが求めた自らの宗教観に基づく教育を行う自由という意味における“integrity”とのあいだの衝突であり、まさに“integrity”をめぐる裁判であったと言える。

裁判はファンダメンタリスト側の勝訴に終わるが、世論のなかには、スコープス裁判は必ずしもファンダメンタリスト側の勝利とは言えなかった。結果的に、南部社会のコンセンサスに反抗したスコープスは、裁判における敗北にもかかわらずヒーローとみなされるようになり、スコープスは敗訴のなかで逆説的な勝利を収めたとも言える。スコープスを1925年の世論のなかで際立たせたのは、彼の“integrity”である。

第2章「アレイン・ロックの『新しい黒人』、およびアフリカ系アメリカ文学作品における Integrity のテーマ (The Theme of Integrity in Alain Locke's *The New Negro*, and Other Works of African American Literature)」は、ファンダメンタリズムの思考と“integrity”という主題とが、マーカス・ガーヴィのアフリカ回帰運動に転用されるとともに、ハーレム・ルネッサンスのアフリカ系アメリカ人文学に結実したプロセスを解明する。キリスト教ファンダメンタリズムとガーヴィのアフリカン・ファンダメンタリズムとは、「黄金の過去の喪失」という概念を共有している。

第3章「スコープス裁判時代のコードとしての integrity とヘミングウェイのヒーローたち (Hemingway Heroes Adhering to a Code of Integrity at the Time of Scopes Trial)」は、第1章および第2章で明らかにした“integrity”という概念の多様性を踏まえつつ、アーネスト・ヘミングウェイの諸作品を分析する。合衆国におけるヘミングウェイ研究史のなかには、ヘミングウェイの生み出した主人公たちは、フィリップ・ヤング以来、「コード・ヒーロー」つまり掟 (code) に従って生きるヒーローとして論じられてきた。ヘミングウェイのコード・ヒーローたちも、社会のコンセンサスから疎外され、社会や家庭から去ることを選択する。そうすることにより、彼らは自らの“integrity”を守るのである。

ヘミングウェイは創作活動全体を通じてこのテーマを堅持した。晩年の代表作となる『老人と海 (The Old Man and the Sea)』の主人公サンチャゴ老人は、その顕著な例である。サンチャゴ老人は社会から孤立し、自身の良心と自然界の掟にのみ従って生きる。大漁を追い求めて闘い、最後には敗北のなかで自分自身の“integrity”を見出すサンチャゴ老人は、敗訴のなかで勝利を収めたジョン・スコープスや、無意味な勝訴のなかで信念を貫いたアリス・ジョーンズ・ラインランダーの姿を彷彿とさせるものである。

こうした人物造型は、しばしば第一世界大戦を通じて作家ヘミングウェイが到達した虚無的で無神論的な世界観と結びつけて解釈されることが多い。しかしヘミングウェイが1926年に発表した(比較的論じられることが稀な)短編「今日は金曜日 (Today Is Friday)」は、そのような解釈が必ずしも十全な説明とならないことを明らかにする。ヘミングウェイの諸作に現れる“integrity”という主題は、ヘミングウェイとキリスト教とのあいだの複雑な関わりを物語るものと言える。

結章は、以下のように結論づける。1925年のスコープス裁判は、“integrity”という概念をめぐる抗争であった。バトラー法に反抗したジョン・スコープスによって体现された、思想信条を貫く反伝統的なスタイルは、マーカス・ガーヴィ、アリス・ジョーンズ・ラインランダー、そしてハーレム・ルネッサンスの知識人たちの言説のなかに屈折を伴いつつ循環し、1920年代アメリカ固有の時代精神を形成した。アーネスト・ヘミングウェイが同じ1925年に発表した『われらの時代に』は、そのような「モダン」な時代精神の文学的な表れと言える。

## 1 批評

これまでのアメリカ文学研究のなかで、1920年代「ジャズ・エイジ」という時代区分が無批判に反復されてきたのに対し、本論文が敢えて1925年という一年に議論の焦点をしぼり、その切り口から文学史的・文化史的な展望を引き出しているという点において、本論文のアプローチはきわめて新鮮である。それにより、これまで別個の文脈のなかで論じられてきた「失われた世代の文学」と「ハーレム・ルネッサンス」というふたつの文学運動のあいだに通底するものを明らかにしえたことは、本論文の大きな成果として評価できる。

さらにスコープス裁判、ラインランダー裁判という1925年に行われた二つの裁判、そしてマーカス・ガーヴィが同年に発表した「アフリカン・ファンダメンタリズム」を視野に入れるという、学際的かつ独創的な着眼により、本論文の1925年研究は豊かな成果を生んでいる。ファンダメンタリズムがモダニズムの文学・文化のなかで果たした役割を概観しえたことは、そうした成果のなかでも際立っている。これまでのモダニズム研究のなかで周縁化されてきた、モダニズムと宗教言説とのあいだの関わりについて、本論文は新たな研究の可能性を説得力のあるかたちで示唆するものである。

本論文はとりわけアーネスト・ヘミングウェイ研究に大きく貢献するものである。これまでのヘミングウェイ研究のなかで頻りに用いられてきた「コード・ヒーロー」および「インテグリティ」 という概念を、本論文は歴史的に検証し、1920年代アメリカ固有の時代精神の所産として再定義したことの意義は大きく、今後のヘミングウェイ研究のなかで是非とも参照されるべき知見と言える。またこれまでの研究のなかで単純化されてきた、ヘミングウェイとキリスト教とのあいだの関係性を、キリスト教についての豊かな知識に照らして分析し、より多層的なものとして解明しえた点でも、今後の研究に資するところが大きい。

壮大な企図をもつ論文であるだけに、さらに望むべき点もある。進化論をめぐるスコープス裁判を論じた第1章については、19世紀末からのアメリカ知識史における進化論の果たした役割、1924年の人種統合法（Racial Integrity Act）を議論に含めることにより、さらに説得力のある議論が引き出せたことであろう。第3章で、ヘミングウェイとローマン・カトリックとの繋がりに注目した議論は、今後のヘミングウェイ研究に新たな可能性を開くものではあるが、作品と作家の宗教的生活とのあいだの関係性について、より周至な分析が望まれるところである。

以上のような問題点は、本論文の学術的意義を減ずるものではなく、むしろそれゆえに期待される課題である。

## 2 最終試験

平成28年1月31日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

## 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。